

令和２年度 第４回定例農業委員会総会議事録

１．招集の別 農業委員会等に関する法律27条第１項による

２．日 時 令和２年７月10日 午後１時30分

３．場 所 生涯学習センターホール

４．議 題 議案第13号 農地法第３条許可申請書審議について

議案第14号 農地法第５条許可申請書審議について

議案第15号 農業経営基盤強化促進法第18条第１項の規定による決定について
(諮問)

議案第16号 買受適格証明申請書審議調書について

５．そ の 他

６．出席委員

農業委員

１番 山内 亮一

２番 長野 和代

３番 中村 幸信

４番 松本 茂

５番 平井 豪

６番 奥名 政成

７番 清住 昇

８番 佐藤 礼治

９番 福永 浩紀

10番 岡本 篤幸

11番 五嶋 靖

12番 中村 峯子

13番 島津 和徳

14番 本田 廣正

農地利用最適化推進委員

西村 孝生

田上 安幸

河嶋 隆雄

本田 忠文

志垣 保博

伊佐 浩二

坂本 秀孝

坂本 導成

緒方 寛二

上村 敦之

７．欠席委員

農業委員

なし

農地利用最適化推進委員

井上 良治

８．議事録署名人

５番 平井 豪

9. 本会議に職務のため出席したものの職氏名

事務局長 井上 幸介

事務局職員 古田 昭憲 本田裕一郎 今村 優香

会 議

1. 開 会

事務局長 皆さん、こんにちは。

今回の定例会は、ここホールに変えての開催となります。ろくじ館と比べまして、全体的な面積の広さが大分違いますので、ソーシャルディスタンスの配慮をしているところです。

それと、最適化推進委員の皆様には、前回、前々回、コロナウイルス対策ということで、会議のほうに出席を求めなかったところでもありますけれども、ご協力していただきましてありがとうございました。

それでは、定刻となりましたので、総会を始めたいと思います。

まずは、総会の成立要件を申し上げます。本日の出席委員は14名でございます。甲佐町農業委員会会議規則第6条の規定を満たしますので、総会は成立することをご報告いたします。

それでは、ただいまから令和2年度第4回定例農業委員会総会を始めさせていただきます。

2. 会長挨拶

事務局長 続きまして、会長から挨拶をお願いいたします。

会 長 皆さん、こんにちは。本日は梅雨の真ただ中、また、足元の悪い中、第4回の定例総会に参加頂きまして、ありがとうございました。

皆さんは、既に新聞テレビ等でご承知かと思いますが、今回の集中豪雨では、県南のほうではかなり被害を受けております。今日の新聞によりますと、死者が59人、行方不明の方が10名ほどおられ、そのほかにもまだ連絡がつかない人が何人かおられるみたいで、ほんとうに大変な集中豪雨だったと思います。亡くなられた方たちには心からお見舞いを申し上げたいと思います。

最近の気象は、温暖化現象によりまして、海面の温度が1度上昇するだけで、降水量に多大な影響があるということを新聞で読んだのですが、また、このことにより海水が水蒸気として上昇する量が著しく増える。それが雲となって、日本のほうにやってくるということですが、そのときに偏西風が例年ならば日本海のほうを通っているわけですが、今年は運悪く九州の南のほうに滞っていて、それに雲が

近づいて今回のような豪雨になったというようなことが書いてありました。いずれにしても、非常に最近の気象は不安定でありますので、今回の集中豪雨、人ごとではなく自分のものとして捉えて、想定外のことが起こるということを頭に入れながら、お互い農作業に励んでいきたいと思います。

今日は最適化推進委員さんも3か月ぶりに出席をされておられます。皆様方の忌憚のない意見を拝聴しながら会議を進めてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局長 ありがとうございました。

3. 議事録署名委員の指名

事務局長 それでは、議事録署名委員の指名をお願いいたします。

会 長 今回は、5番委員の平井委員と、6番委員の奥名委員をお願いを致します。

4. 議 題

事務局長 それでは、議事に入りたいと思います。議事の進行につきましては、会議規則第4条の規定に基づき、会長をお願いいたします。

会 長 それでは早速、審議に入ります。

議案第13号、農地法第3条許可申請書審議についてを議題といたします。

それでは、説明をお願いします。

事務局長 議案第13号、農地法第3条許可申請書審議について。

農地法第3条第1項の規定に基づき、別紙のとおり許可申請があったので、許可の決定について意見を求めるものでございます。

令和2年7月10日提出、甲佐町農業委員会会長名です。

以上です。

会 長 それでは、番号1番について審議したいと思います。

8番委員の佐藤委員から説明をお願いします。

○8番 それでは、番号1番について説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

以上です。

会 長 次に、申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。

事務局 申請土地の位置の説明。

会 長 続きまして、8番委員の佐藤委員から、耕作賃借権設定(5年)について、農地法上問題がないか説明をお願いします。

○8番 それでは、耕作賃借権設定(5年)について、申請された内容を農地法に照らし、問題がないか説明します。

①については、取得する農地に小作契約はありません。

②については、トラクター等を所有しており、申請地には米の栽培を計画され、効率的に利用することに問題ないと思われます。

③については、該当しません。

④については、本人の従事日数は200日程度であり、取得後の農地を適正に管理することに何ら問題ないと思われます。

⑤については、取得後の耕作面積が8,759平米で下限面積をクリアします。

⑥については、該当しません。

⑦については、問題ないと思われます。

以上、説明を終わります。

会 長 現地調査を行っておりますので、1番委員の山内委員から説明をお願いします。

○1番 先月の6月29日に、会長、長野委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。申請されている農地は、田の1筆で、今回の申請地には、米の栽培を計画されており、周辺の営農に支障を来すおそれがないことを報告いたします。

会 長 ただいま1番委員の山内委員から現地調査の報告、8番委員の佐藤委員から農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。何かございませんか。

意見はないようです。許可することに賛成する方は挙手願います。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号1については、原案どおり許可することに決定いたします。

続きまして、番号2番について審議したいと思います。

11番委員の五嶋委員から説明をお願いします。

○11番 それでは、番号2番について説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

以上です。

会 長 続きまして、申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。

事務局 申請土地の位置の説明。

会 長 続きまして、11番委員の五嶋委員から農地の所有権移転（有償）について、農地法上問題がないか説明をお願いします。

○11番 それでは、農地の所有権移転（有償）について、申請された内容を農地法に照らし、問題がないか説明します。

①については、取得する土地に小作契約はありません。

②については、トラクター等を所有しており、粟、大豆の栽培を計画されており、効率的に利用することに問題ないと思われます。

③については、該当しません。

④については、本人の従事日数は100日程度であり、取得後の農地を適正に管理することに何ら問題ないと思われます。

⑤については、取得後の耕作面積が6,314平米で下限面積をクリアします。

⑥については、該当しません。

⑦については、問題ないと思われます。

以上、説明を終わります。

会 長 現地調査を行っておりますので、2番委員の長野委員から説明をお願いいたします。

○2番 先月の6月29日に、会長、山内委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。
申請されている農地は、畑の1筆で、申請地には、栗、大豆の栽培を計画されており、周辺の営農に支障を来すおそれがないことを報告いたします。

会 長 ただいま2番委員の長野委員から現地調査の報告、11番委員の五嶋委員から農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

本田委員。

○14番 畑にしては坪単価がすごく高いようですが、何か理由があるのですか。

会 長 事務局説明をお願いします。

事務局 説明いたします。

申請地は、以前はこの面積の倍ぐらいの広さがあったそうで、町道の拡幅に伴い買収がなされ、現在の面積になっています。

町道の買収では必要なだけしか買いませんが、地権者は全部を買わないと土地を売らないということでした。

これでは、町道の拡幅ができないため、その当時、区長をされていた隣の筆を持っておられた譲受人の方が残地を買われる約束をされたそうです。

何で今回の申請になったかと申しますと、この譲渡人は、お父さんから農地を納税猶予という制度を利用して農地の贈与を受けておられますので、贈与者が亡くなるまでは、農地の移動はできません。今年、お父さんが亡くなられたので、今回の申請となったところです。

価格については、町道の買収単価と同額なのでこの価格となっています。

○14番 ということは、要するに町道の買収単価ということですね。

会 長 いいですか、本田委員。

○14番 はい。

会 長 ほかに何かご意見ございませんか。

それでは、ないようですので、採決を行います。許可することに賛成する方は挙

手願います。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号2番については、原案どおり許可することに決定を致します。

続きまして、番号3番について審議したいと思いますが、この案件の譲渡人は農地利用最適化推進委員の坂本委員です。

農業委員会等に関する法律第31条、甲佐町農業委員会会議規則第11条に参与の制限があり、この規定に該当しますので、審議が終わるまで退席をお願いします。

(坂本委員退出)

それでは、14番委員の本田委員から説明をお願いします。

○14番 14番委員の本田です。

それでは、番号3番について説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・転用の理由・契約の種類を読み上げ)

以上です。

会 長 次に、申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。

事務局 申請土地の位置の説明。

会 長 続きまして、14番委員の本田委員から農地の耕作賃借権設定(10年)について、農地法上問題がないか説明をお願いします。

○14番 それでは、農地耕作賃借権設定(10年)について、申請された内容を農地法に照らし、問題がないか説明します。

①については、取得する土地に小作契約はありません。

②については、トラクター、管理機等の機械は申請人(譲渡人)から借用することで同意を得ています。申請地にはカボチャの栽培を計画されており、効率的に利用することに問題ないかと思われます。

③については、該当しません。

④については、本人の従事日数は320日程度を予定されており、取得後の農地を適正に管理することに問題ないかと思われます。

⑤については、取得後の耕作面積が5,565平米で下限面積をクリアします。

⑥については、該当しません。

⑦については、問題ないかと思われます。

以上、説明を終わります。

会 長 現地調査を行っておりますので、1番委員の山内委員から説明をお願いします。

○1番 先月の6月29日に、会長、長野委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。申請されている農地は4筆で、申請地にはカボチャの栽培を計画されており、周辺の

営農に支障を来すおそれのないことを報告いたします。

会 長 ただいま1番委員の山内委員から現地調査の報告、また、14番委員の本田委員から農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

どうぞ。

○3番 譲渡人と譲受人の住所が一緒ですが、一緒に住んでおられるのですか。

事務局 譲受人は譲渡人の娘さんの旦那さんです。

○3番 そういうことですか、分かりました。名前が違うのに一緒に住んでおられるのかなと思ひまして。

会 長 よろしいですか。

○3番 はい、分かりました。

会 長 ほかに何かご意見はございませんか。

それでは、意見もないようでございます。採決を行います。許可することに賛成する方は挙手願います。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号3番については、原案どおり許可することに決定いたします。

坂本委員の入室を認めます。

(坂本委員入室)

続きまして、番号4番と番号5番は、相手方(譲受人)が同一ですので、一緒に審議したいと思います。

9番委員の福永委員から説明をお願いします。

○9番 それでは、説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・転用の理由・契約の種類を読み上げ)

以上です。

会 長 次に、申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。

事務局 申請土地の位置の説明。

会 長 続きまして、9番委員の福永委員から農地の所有権移転(有償)について、農地法上問題がないか説明をお願いします。

○9番 9番委員の福永です。

それでは、農地の所有権移転について、申請された内容を農地法に照らし、問題がないか説明します。

①については、取得する土地に小作契約はありません。

②については、トラクター、管理機等を所有しておられ、また、米の栽培を計画

されており、効率的に利用することに問題ないと思われます。

③については、該当しません。

④については、本人はリース業を行いながら農業をされており、労働力が不足する場合は、補完的に家族の協力も考慮されていますので、取得後の農地を適正に管理することに何ら問題ないと思われます。

⑤については、取得後の耕作面積が1万1,226平米で下限面積をクリアします。

⑥については、該当しません。

⑦については、問題ないと思われます。

以上、説明を終わります。

会 長 現地調査を行っておりますので、2番委員の長野委員から説明をお願いします。

○2番 先月の6月29日に、会長、山内委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。申請されている農地は、田の2筆で、申請地には米の栽培を計画されており、周辺の営農に支障を来すおそれがないことを報告いたします。

会 長 ただいま2番委員の長野委員から現地調査の報告、9番委員の福永委員から農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

本田委員、どうぞ。

○14番 10a当たりの単価が通常の倍ぐらいになっていますが、何か悠星会館と関係があるのですか。

事務局長 申請書については、売買価格を決められてから提出されますので、理由については分かりませんがこの価格は少し高いのかなとは思いますが。

申請されている農地は、圃場整備がなされていますので、10アールの単価としてはそんなに高いという値段ではないと思います。

ただ、今は農地の売買価格は非常に安くなっております。事務局としては農家の皆さんの貴重な財産ですので、このように高く買っていただくことは非常にいいことだと考えています。しかし、今は農地の売買というのがあまりありません。できるならばこのような値段で取引されるならという思いはあります。高いか安いかわねると、少しは高いのかなという気はしております。

以上です。

会 長 本田委員、よろしいでしょうか。

○14番 はい。

会 長 ほかに何かご意見ございませんか。

それでは、採決を行います。許可することに賛成する方は挙手願います。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号4番、番号5番については、原案どおり許可すること

に決定いたします。

続きまして、番号6番について審議したいと思います。

それでは、13番委員の島津委員から説明をお願いします。

○13番 それでは、番号6番について説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

以上です。

会 長 次に、申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。

事務局 申請土地の位置の説明。

会 長 続きまして、13番委員の島津委員から農地の所有権移転(有償)について、農地法上問題がないか説明をお願いします。

○13番 それでは、農地の所有権移転(有償)について、申請された内容を、農地法に照らし問題がないか説明いたします。

①については、取得する土地に小作契約はありません。

②については、トラクター、管理機等を所有しており、取得後は栗の栽培を計画されています。効率的に利用することに問題がないと思われます。

③については、該当しません。

④については、本人の従事日数は300日程度であり、取得後の農地を適正に管理することに何ら問題はないと思われます。

⑤については、取得後の耕作面積が2万5,884平米で下限面積をクリアします。

⑥については、該当しません。

⑦については、問題ないと思われます。

以上、説明を終わります。

会 長 現地調査を行ってありますので、1番委員の山内委員から説明をお願いします。

○1番 先月の6月29日に、会長、長野委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。申請されている農地は、畑5筆で、申請地は、栗の栽培を計画されており、周辺の営農に支障を来すおそれがないことを報告いたします。

会 長 ただいま1番委員の山内委員から現地調査の報告、13番委員の島津委員から農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。何かご意見ございませんか。

意見もないようでございます。それでは、採決を行います。許可することに賛成する方は挙手願います。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号6番については、原案どおり許可することに決定いた

します。

続きまして、番号7番について審議したいと思います。

それでは、2番委員の長野委員から説明をお願いします。

○2番

それでは、番号7について説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

以上です。

会 長

次に、申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。

事務局

申請土地の位置の説明。

会 長

続きまして、2番委員の長野委員から農地の使用貸借権設定(10年)について、農地法上問題がないか説明をお願いします。

○2番

それでは、農地の使用貸借権設定(10年)について、申請された内容を農地法に照らし、問題がないか説明します。

①については、取得する土地に小作契約はありません。

②については、トラクター、コンバインなどを所有しており、米の栽培を計画されており、効率的に利用することに問題ないと思われます。

③については、該当しません。

④については、本人の従事日数は300日程度であり、取得後の農地を適正に管理することに何ら問題ないと思われます。

⑤については、取得後の耕作面積が2万5,760平米で下限面積をクリアします。

⑥については、該当しません。

⑦については、問題ないと思われます。

以上、説明を終わります。

会 長

現地調査を行っておりますので、1番委員の山内委員から説明をお願いします。

○1番

先月の6月29日に、会長、長野委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。申請されている農地は、田の1筆で、申請地には米の栽培を計画されており、周辺の営農に支障を来すおそれがないことを報告いたします。

会 長

ただいま1番委員の山内委員から現地調査の報告、2番委員の長野委員から農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

意見もないようでございます。それでは、採決を行います。許可することに賛成する方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号7番については、原案どおり許可することに決定を致します。

続きまして、議案第14号、農地法第5条許可申請書審議についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局長

それでは、議案第14号、農地法第5条許可申請書審議について。

農地法第5条第1項の規定に基づき、別紙のとおり許可申請があったので、意見の決定を求めるものでございます。

令和2年7月10日提出、甲佐町農業委員会会長名です。

以上です。

会 長

ありがとうございました。

それでは、議案第14号、農地法第5条許可申請書審議調書の番号1についてを審議したいと思います。

8番委員の佐藤委員から説明をお願いします。

○8番

それでは、番号1番について説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

以上です。

会 長

続きまして、事務局から申請土地の位置の説明をお願いします。

事務局

申請土地の位置の説明。

会 長

続きまして、転用申請に係る可否の判定について、8番委員の佐藤委員から説明をお願いします。

○8番

それでは、申請された内容を農地法に照らし、問題がないかどうか説明します。

お手元のラミネートの資料の転用申請に係る可否の判断をご覧ください。

①については、今回の申請地は農振農用地ではありません。

農地の状況としては、中山間地等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、良好な営農条件を備えているとは言えません。

このため、農地法第4条第6項の第1号のイ及びロには該当しません。

②については、今回の事業達成のために代わる土地はありません。

③については、資金計画、融資証明書も添付されており、事業の実現性については問題ないと思われます。

④については、造成計画もなく砂利を敷きならす程度であり、隣接する農地に支障を及ぼすおそれはありません。

⑤については、問題ないと思われます。

⑥については、今回の申請は仮設工作物ではないので該当しません。

以上、説明を終わります。

- 会 長 現地調査を行っていますので、2番委員の長野委員から説明をお願いします。
- 2番 先月の6月29日に、会長、山内委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。申請地は、中山間地などに存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地に該当するため、転用は可能と思われます。
- また、今回の転用申請では造成計画もなく、砂利の敷きならし程度の整地であるため、隣接する農地や農業施設に影響を与えないことから、転用による周囲の営農に支障を来すおそれはないことを報告します。
- 会 長 ただいま2番委員の長野委員から現地調査の報告、8番委員の佐藤委員から転用申請に係る可否の判断である農地法第4条第6項の各号には該当しないと説明がありました。
- これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。
- どうぞ。
- 3番 先ほどの3条申請で、譲受人の方が栗の栽培をすると言われましたが、地図を見たら、太陽光のところには栗栽培はできないのではないかと思います。
- 会 長 もう終わったところの話ですね。農地法3条許可申請の番号6ですね。栗を栽培するという。
- 3番 この場所は、太陽光をされるのであれば栗の栽培はできないのではないかと思います。
- 会 長 ちょっと事務局から説明をよろしいですか。
- 事務局 ただ今のご質問は、2ページの番号6番のことですか。先ほど、スクリーンでも現地を説明しましたが、この場所は、農家の皆さんの手が行き届かないので、太陽光を設置したいということで計画をされておられます。
- この案件については、後の5条申請で出てきますので、その時にまた説明があると思います。
- 当初は、番号6番の譲渡人の方も農地を買ってもらえば賛成するということだったのですが、太陽光の業者さんは農地を借りてしたいということで、なかなか同意が得られなかったのが、経済産業省の許可を得るときには、そこを除いて申請されています。
- 農地法の5条申請では、農地を転用する場合は隣接農地の同意が必要ですので同意を得るために、番号6番の譲渡人の方が残った農地を買われたということです。
- しかし、現地の農地は遊休化していましたので、農地法の3条許可申請で農地の移動する際には、許可条件の中で、農業の効率的かつ総合的な利用の確保が満たされなければ売買は難しいとお話をしましたら、今は入れるような状態でないので、太陽光の開発をした後に整備をして栗を植えるということです。
- 以上です。

会 長 中村委員、よろしいですか。

○ 3 番 太陽光の設置の場所と栗栽培の場所との区別が分からなかったが、今の説明で分かりました。

会 長 それでは、農地法第 5 条の番号 1 の説明が終了しましたので、何か発言はないかということだったのですが、何かございませんか。

それでは、意見もないようでございますので、採決を行います。許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

ありがとうございます。

全員賛成と認めます。番号 1 につきましては、当農業委員会としましては、許可相当の意見をつけて県へ送付を致します。

続きまして、番号 2 から番号 4 につきましては、相手方(譲受人)が同一なので、一緒に審議したいと思います。

13 番委員の島津委員から説明をお願いします。

○ 1 3 番 それでは、番号 2 番から番号 4 番までについて説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

以上です。

会 長 続きまして、事務局から申請地の位置の説明をお願いします。

事務局 申請土地の位置の説明。

会 長 続きまして、転用申請に係る可否の判定について、13 番委員の島津委員から説明をお願いします。

○ 1 3 番 それでは、申請された内容を農地法に照らし、問題がないかどうか説明します。

それでは、お手元のラミネート資料の転用申請に係る可否の判断をご覧ください。

①については、今回の申請地は農振農用地ではありません。

農地の状況としましては、中山間地等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、良好な営農条件を備えているとは言えません。

このため、農地法第 4 条第 6 項の第 1 号のイ及びロには該当しません。

②については、代替性の検討も行われており、今回の事業達成のために代わる土地はありません。

③については、資金計画、残高証明書も添付されており、事業の実現性については問題ないと思われます。

④については、造成計画もなく砂利を敷きならす程度であり、隣接する農地に支障を及ぼすおそれはありません。

⑤については、問題ないと思われます。

⑥については、今回の申請は仮設工作物ではないので該当しません。

以上、説明を終わります。

会 長 現地調査を行っていますので、1番委員の山内委員から説明をお願いします。

○1番 先月の6月29日に、会長、長野委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。申請地は、中山間地等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、農地区分としては第2種農地に該当すると思われます。

また、今回の転用申請では造成計画もなく、砂利の敷きならし程度の整備であり、土砂の流出も考えられず、隣接する農地や農業施設に影響を与えないことから、転用による周囲の営農に支障を来すおそれのないことを報告します。

会 長 ただいま1番委員の山内委員から現地調査の報告、13番委員の島津委員から転用申請に係る可否の判断である農地法第4条第6項の各号には該当しないと説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

中村委員。

○3番 遊休農地となっているこういったところを整備するのに、町からの補助があると聞いたのですが、業者に対して補助があるのですか。

会 長 事務局。

事務局 太陽光に関する町からの補助というのは業者さんにはありません。個人で家庭につけられれば、以前はありましたけど、今はありません。

また、業者さんが太陽光をするのにも支援はないということです。

○3番 面積はどれぐらいですか。何平米以上とかそういったのがあるのですか。

事務局 ないです。基本的に太陽光を設置する補助はありません。

○3番 例えばですよ、農地が5反ぐらいあって、そこが何かの理由で放置されていたのを、整備する、あれはどうですか。

事務局長 耕作放棄地の解消のことですかね、あれはまだありますよね。

事務局 はい。耕作放棄地の解消については、国の事業は終わりましたが、単県、熊本県独自の事業はあります。熊本県でもいつでもあるということではなくて、補正予算等で対応されますので、熊本県と協議をして補正予算がつけば支援が受けられるというような状況です。ちなみに9月補正で耕作放棄地解消の支援をするための予算措置をされるというようにお話を聞いております。

以上です。

会 長 よろしいですか。

ほかに何か。

佐藤委員、どうぞ。

○ 8 番 この太陽光の設置後の管理については、事業者から事務局のほうに説明とか何かあっていますか。面積はどれぐらいですか。

事務局 管理については、以前も皆さん方からご質問もあっていますが、砂利を敷きならす程度の整備ですので、草が若干生える程度かなという状況かなと思います。管理については、どうするかお聞きしておりませんので、今日皆さんたちのご意見については、県のほうに報告いたします。その後、県のから許可相当であれば許可証が来ますので、そのとき業者さんに、管理について心配されていましたがよということでお尋ねをしておきたいと思います。 以上です。

会 長 佐藤委員、よろしいですか。

ほかに何かございませんか。

それでは、ほかにはないようでありますので、採決を行います。許可することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

ありがとうございました。

それでは、当農業委員会としては、許可相当と判断を致します。

また、この案件は3,000平米を超える案件でございますので、まずは常設審議会の意見を聞くため農業会議へ送付をし、その後、常設審議会の意見と合わせて甲佐町農業委員会の意見を付して県へ送付を致します。

それでは、ここで休憩を取ります。

(休 憩)

会 長 それでは、再開を致します。

これより事務局長がいませんので、事務局長の代行を古田課長、すみません、よろしくお願いします。

続きまして、議案第15号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定についてを議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、13ページをお願いいたします。

議案第15号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について、別紙のとおり諮問がありましたので、意見の決定を求めるものでございます。

令和2年7月10日提出、甲佐町農業委員会会長名でございます。

続きまして、14ページをお願いいたします。

甲農第605号、令和2年6月25日。

甲佐町農業委員会会長岡本篤幸様、甲佐町長奥名克美。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について（諮問）でございます。

農業経営基盤強化促進法第3条に基づく農用地利用集積計画について、同法第18

条第2項及び甲佐町農業経営基盤強化促進事業実施方針により、農用地利用集積計画を定めたいので、同法第18条第1項の規定により諮問します。

次のページ、15ページをお願いいたします。

農用地利用集積計画総括表、令和2年度第4回でございます。まずは、農地利用集積計画の総括表でご説明いたします。

今回の利用権の設定につきましては、賃借権の再設定、3年の田が3筆の3,164平米、6年の田が9筆の8,068平米、10年の田が12筆の1万3,763平米、同じく10年の畑が2筆の1,666平米ですので、賃借権の再設定の計としましては、田が24筆の2万4,995平米、畑が2筆の1,666平米となります。

賃借権の新規につきましては、3年の田が2筆の5,044平米、9年3か月の田が1筆の911平米、10年の田35筆の3万3,703平米となりますので、賃借権の新規の計としましては、田が38筆の3万9,658平米となります。

このため賃借権の小計としましては、田が62筆の6万4,653平米、畑が2筆の1,666平米となります。

使用賃借権ですけれども、再設定はありません。

新規につきましては、5年6か月の田が1筆の1,981平米、10年の田が20筆の2万7,724平米ですので、計、小計とも、田が21筆の2万9,705平米となります。

このため、今回の利用権設定の合計としましては、田が83筆の9万4,358平米、畑が2筆の1,666平米となります。

委員の皆様には審議していただくのは、新規の案件となります。

詳細は後ほど説明いたします。

会 長 それでは、番号1について審議したいと思いますが、この案件の相手方（譲受人）は農業委員の長野委員の息子さんです。農業委員会等に関する法律第31条、甲佐町農業委員会会議規則第11条に参与の制限があり、この規定に該当しますので、審議が終わるまで退席をお願いします。

（長野委員退出）

事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、番号1について説明します。

（申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ）

次に、申請地の位置の説明。

続きまして、相手方の状況について説明いたします。

番号1の相手方（譲受人）は認定農業者で、府領集落の人・農地プランにも位置づけられるなど、集落の担い手として農業を頑張っておられます。主たる営農内容は、米、野菜を栽培されております。今回の申請地にも米の栽培を計画されており、

集積後は効率よく利用できると思われます。

以上です。

会 長 ただいま事務局から、番号１について説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

何か意見はございませんか。

それでは、質問もないようでございますので、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。それでは、番号１については、原案のとおり承認いたします。

長野委員の入室を認めます。

(長野委員入室)

続きまして、番号２について審議したいと思います。事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、番号２について説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明。

次に、相手方の状況について説明いたします。

番号２の相手方（譲受人）は、大町集落の人・農地プランにも位置づけられるなど、集落の中心経営体として農業を頑張っておられます。主たる営農内容は、米、花木を栽培されています。今回の申請地には、米の栽培を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。

以上で説明を終わります。

会 長 ただいま事務局から、番号２について説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

それでは、質問もないようでございますので、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。それでは、番号２については、原案のとおり承認を致します。

続きまして、番号３について審議したいと思います。事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、番号３について説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み

上げ)

続きまして、申請地の位置の説明。

続きまして、譲受人の状況について説明いたします。

番号3の相手方(譲受人)は、認定農業者で、下横田集落の人・農地プランにも位置づけられるなど、集落の中心経営体として農業を頑張っておられます。主たる営農形態は酪農で、米、WC S用稲、飼料作物を栽培されています。今回の申請地には、米、飼料作物の栽培を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。

以上で説明を終わります。

会 長

ただいま事務局から、番号3について説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。何かございませんか。

質問もないようでございますので、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。それでは、番号3については、原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号4について審議したいと思います。事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、番号4号について説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明。

次に、相手方の状況について説明いたします。

番号4番の相手方である譲受人は、認定農業者で元白旗集落の人・農地プランにも位置づけられるなど、集落の中心経営体として農業を頑張っておられます。主たる営農内容は、米、麦、大豆、ニラを栽培されています。今回の申請地には米の栽培を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。

以上、説明を終わります。

会 長

ただいま事務局から、番号4について説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。何か意見はございませんか。

それでは、質問もないようでございますので、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。それでは、番号4については、原案のとおり承認いたしま

す。

続きまして、番号5について審議したいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、番号5について説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明。

次に、相手方の状況について説明します。

番号5の相手方である譲受人は、中山集落の人・農地プランにも位置づけられるなど、集落の中心経営体として農業を頑張っておられます。主たる営農内容は米を栽培されています。今回の申請地にも米の栽培を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。

以上で説明を終わります。

会 長

ただいま事務局から、番号5について説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

質問もないようですので、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号5については、原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号6について審議したいと思います。この案件の相手方(譲受人)は錦郷川農事組合法人です。農業委員の中村幸信委員はその法人の役員をされております。農業委員会等に関する法律第31条、甲佐町農業委員会会議規則第11条に参与の制限があり、この規定に該当しますので、審議が終わるまで退席をお願いいたします。

(中村幸信委員退出)

番号6について事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、番号6について説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明。

次に、相手方の状況について説明いたします。

番号6の相手方である錦郷川農事組合法人は、認定農業者で、世持、南三箇、中山集落の人・農地プランにも位置づけられるなど、集落の中心経営体として農業を頑張っておられます。主たる営農内容は米を栽培されています。今回の申請地には米の栽培を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。

以上で説明を終わります。

会 長

ただいま事務局から、番号6について説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

質問もないようでございますので、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号6については、原案のとおり承認いたします。

中村委員の入室を認めます。

(中村幸信委員入室)

続きまして、番号7から番号17番までは相手方が同一なので、一緒に審議したいと思います。

また、この案件の相手方(譲受人)は農事組合法人津志田です。農業委員の山内委員はその法人の役員をされております。農業委員会等に関する法律第31条、甲佐町農業委員会会議規則第11条に参与の制限があり、この規定に該当しますので、審議が終わるまで退席をお願いいたします。

(山内委員退出)

事務局から説明をお願いいたします。

事務局

それでは、番号7から番号17までについて説明したいと思いますが、農地の筆数も53筆と多いので、簡潔に説明してよろしいでしょうか。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明。

続きまして、譲受人の状況について説明いたします。

番号7から番号17までの相手方(譲受人)は、認定農業者で津志田集落の人・農地プランにも位置づけられるなど、地域の中心経営体として農業を頑張っておられます。主たる営農内容は、米、麦、大豆を栽培されています。今回の申請地にも、米、麦、大豆の栽培を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。

以上で説明を終わります。

会 長

ただいま事務局から、番号7から番号17について説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

佐藤委員、どうぞ。

○8番

前にも説明があったと思いますが、使用貸借権と耕作貸借権の違いをもう一度説明してもらいたいのですが。

会 長

事務局、よろしいでしょうか。

事務局

使用貸借権というのは、無償で借りる契約です。賃貸借権というのは、お米とか、

あるいはお金を支払うという契約になります。使用貸借権は民法上になります。賃貸借権は農地法上ということで、使用貸借権は期限が来たら自動的に切れる。耕作賃借権設定については、期限が来ても両者の合意がなければ、契約上では切れないという違いがあります。

以上です。

○ 8 番 それで、使用貸借権設定というのがありますけども、中間管理機構を利用するメリットは何かありますか。賃借権の場合は小作料を一括して中間管理機構が徴収してくれるというようメリットがあると思いますが、この使用貸借の場合は何かメリットがあるのですか。

事務局 直接のメリットといいますと、以前は地域集積協力金という支援があっています。この協力金は、その地域の20%以上の農地が中間管理機構を使って集積されれば10アールあたり20,000円の交付金が来ています。

この集積協力金は、非担い手から担い手へ集積した場合は該当となりますが、担い手から担い手への集積では対象になりません。津志田地区は営農組合を組織され、ほとんどの方がこの組合に加入されているため、地域集積協力金の対象にはなりませんのでこのためお金的のメリットはありませんけども、この中間管理機構を使うと、その貸し借りの期間は直接法人が借りられるのではなくて、農地の出し手の方から中間管理機構、農業公社が借り受けて、担い手へられる人を探すという制度になっておりますので、仮に法人がつくれなくて、返すといった場合は中間管理機構が2年間は責任を持って探します。今回の使用貸借については2年間探してもらえというのがメリットというところです。

○ 8 番 借手についてもメリットはそういう面では十分あるということですね。

事務局 借手については、まとまった農地が借りられるメリットがあるということで理解しております。

○ 8 番 分かりました。

会 長 ほかに何かございませんか。

それでは、ほか質問もないようでございますので、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。それでは、番号7から番号17については、原案のとおり承認を致します。

山内委員の入室を認めます。

(山内委員入室)

それでは、議案第16号、買受適格証明申請書審議についてを議題とします。事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第16号、買受適格証明申請書審議について。

民事執行法による農地等の売買処理に基づき、別紙のとおり農地法の規定による権利移動（買受適格証明）の交付申請があったので、許可の決定について意見の決定を求めるものです。

令和2年7月10日提出、甲佐町農業委員会会長名でございます。

会 長

ありがとうございました。

買受適格証明申請が提出されていますが、買受適格証明申請については通常あまりない案件ですので、まずは買受適格証明とはどういうものか、事務局から説明を受けから審議したいと思います。

事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、説明をさせていただきます。

ただいま会長からありました、買受適格証明とはどういうものかについて説明したいと思います。

何らかの事情により農地等が競売に付され、売却により所有権が移転する場合は、農地法の3条、この場合は農地として利用するとき、もしくは第5条、農地以外のものとして利用する場合ですけれど、いずれの場合でも、許可または届出が必要ということになります。

甲佐町は都市計画ありませんので、市街化区域はございません。市街化区域がある場合の転用については届出で良いのですが。うちはそれがないので、5条申請をして県知事の許可が必要ということになります。

また、農地として利用する場合には農業委員会の許可が必要です。

なぜ必要かと申しますと、農地等の競売の場合、最高高値で買受人が決まりましたが、その人が農業者でない場合は、農地法の規定の許可が受けられませんので、所有権を移動することができません。

もし、このように農地の所有権が得られない人が競売に参加されて、農地を農地のまま取得された場合については、もう一度やり直さなければならないということになりますので、裁判所及び債権者、また買受人にとっても、時間的にも経済的にも非常に不都合が生じます。これらのことを未然に防ぐために、農地等の競売の場合には買受適格証明書を有している者に限定するという取扱いがなされているというところでございます。

今、説明しましたように、この買受適格証明書については、農地法に基づき農業委員会が交付の手続をするようになっておりますし、農地以外のものにするときにつきましても、農地を所管する農業委員会が審議して県のほうに送付するという手続を行っている関係上、甲佐町農業委員会にこの買受適格証明という申請が上がってきているというところでございます。

これにつきましては、先ほど議案の冒頭でありましたが、民事執行法による農地等の売却方法により定められています。

今回の買受適格証明申請書審議調書につきましては、農地から農地以外のものにするということで、転用許可が可能であれば、買受適格証明書の交付が県からなされますけども、農地法の4条、5条の許可申請はうちで一回審議をして、意見書をつけてから県のほうに送付するというふうになっておりますので、今回審議調書として提出しているところです。

それでは、議案第16号について説明したいと思いますが、誠に申し訳ございませんけれども、番号1につきましては申請が上がっていましたが、一昨日どうしても参加をしたくないということで取下げがっておりますので、番号1については議案から削除させていただきたいと思います。このため、番号2について説明をしたいと思います。

それでは、説明をしたいと思います。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

以上でございます。

会 長 続きまして、事務局から申請地の位置の説明をお願いします。

事務局 それでは、申請地の位置の説明。

場所の説明につきましては以上でございます。

会 長 続いて、転用申請に係る可否の判定について、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、買受適格証明申請に係る可否の判定といたしまして、申請された内容を農地法に照らし、問題がないかどうか説明を致したいと思います。

それでは、お手元のラミネートの資料をご覧くださいと思います。

①につきましては、今回の申請地は農振農用地ではありません。

農地の状況といたしましては、中山間地等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、良好な営農条件を備えているとは言えません。

このため、農地法第4条第6項の第1号のイ及びロには該当しません。

②につきましては、今回の申請は競売に伴う農地を会社の車両の駐車場及び資材置場として転用するもので、事業達成のために代わる土地はございません。

③につきましては、資金計画、残高証明書も添付されており、事業の実現性については問題ないと思われます。

④につきましては、造成計画もなく砂利を敷きならす程度であり、隣接する農地に支障を及ぼすおそれはありません。

⑤につきましては、問題ないと思われます。

⑥につきましては、今回の申請は仮設工作物ではありませんので該当しません。
以上、説明を終わります。

会 長 それでは、現地の状況について事務局から説明をお願いします。
事務局 それでは、説明いたします。

申請地は、中山間地等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で第2種に該当するため、転用は可能と思われます。

また、今回の転用申請では、造成計画はなく砂利を敷きならし、周りをコンクリートブロックで土砂の流出防止策も講じてあり、隣接する農地や農業施設に影響を与えないことから、転用による周囲の営農に支障を及ぼすおそれがないことを報告いたします。

以上でございます。

会 長 ただいま事務局から詳しく説明がありました。事務局から現地の報告、また、転用申請に係る可否の判断である農地法第4条第6項の各号には該当しないと説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。

どうぞ。

○14番 今、競売という話が出たのですけれど、このもとの持ち主は誰ですか。持ち主はこの古賀工務店。

事務局 持ち主は、今ここには住んでおられませんが、●●さんという方が住んでおられまして、その方が持ち主です。この古賀さんというのは、久留米の方で、競売に参加される方です。インターネットで競売情報が出されていて、それを見て参加されています。先ほど説明いたしましたように、農地が甲佐町にありますので、甲佐町の農業委員会に申請をして、農地として利用するならば農業委員会の許可、今回については農地法の5条に基づいてされますので、農業委員会の意見をつけて県のほうの買受適格証明の許可をもらうということで、今事前審査の申請があつておるといところでございます。今度この方がもし競売で落札されたならば、またいつかは分かりませんが、農業委員会のほうに今度は転用申請ということで正式な転用申請が上がってくるということになります。

以上でございます。

○8番 たしか、この農地は農地の利用状況調査の対象に入ったとこよね。いつも見に行っていたけど、門があつて中に入れないのですよ。家が建っていますよね、誰もいないけど。

事務局 インターネットでも内部も見られるそうです。

会 長 なかなか分かりにくい案件だったと思いますが、事務局から詳しく説明がありましたので、大体お分かりになったと思います。

ほかに何か意見はございませんか。

それでは、ほかに意見もないようでございます。採決に入りたいと思います。許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。それでは、番号2につきましては、当農業委員会としましては、許可相当として買受適格者であることを判断した旨の意見をつけて県へ送付を致します。

以上で本日予定を致しました議題は、ちょっと長時間になりましたけど、全て終了を致しました。

事務局 それでは、これで第4回定例農業委員会総会を閉会いたします。

本議事録が真正であることを署名する。

署名委員 議 長

5 番

6 番